

## 銚田市に建設工事入札参加資格を申請する方へ

- 1 社会保険加入の要件化について  
業種にかかわらず、全ての者に対して、経営事項審査の審査基準日時点で社会保険の加入を条件とします。
- 2 申請受付業種  
建設業法第2条第1項に係る別表に基づく29業種になります。  
ただし、格付を行うのは市内に本店を有する業者、又は市内に支店、営業所を有し委任される業者で、土木一式、建築一式、管、舗装、水道施設の5業種になります。（営業所における各工種の専任技術者がいることが条件となります。）
- 3 名簿の有効期間  
平成33年3月31日まで（有効期間の始期については、「平成31・32年度建設工事入札参加資格審査申請の手引き共通書類編6入札参加資格者名簿の登載期間」を参照）
- 4 名簿の公表方法等  
市内業者格付分一覧のみ銚田市ホームページに掲載します。  
入札参加資格者名簿については、閲覧（銚田市役所本庁舎2階 財政課）にて公表します。
- 5 名簿を供用する部局  
銚田市役所の各部局及び出先機関
- 6 個別書類について  
個別書類はありません。
- 7 連絡先  
〒311-1592  
茨城県銚田市銚田1444番地1  
銚田市役所 総務部 財政課 契約管財係  
TEL 0291-33-2111（内線1233・1234）  
0291-36-7155（直通）